

重要文化財『西南院文書』第一巻〜第三巻

坂口孝太郎
藤本孝一郎

解題

(一) 重要文化財『西南院文書 十一巻』の伝来・成巻・翻刻状況

高野山西南院谷に所在する西南院は、高野山内でも、とくに貴重な文化財を所蔵することで知られる。西南院は、中世では撰関九条家(のち一条家)の祈願所であった平等心院と一体の關係を持ち、近世には豊後岡藩主であった中川家の菩提寺として尊崇を受けた。

『西南院文書』は、高野山の子院に伝来した史料群の中でも、とくに中世前期に遡る文書・記録・聖教を多数含んでいる点に特徴がある。『西南院文書』が今日に伝わったのは、ひとえに院内の経藏で丁重に保管されたことが大きい。この経藏は、元和二年(一六一六)六月に徳川家康の援助を受けて、当時の院主であった良尊が造立したものである。良尊より後の歴代院主も、文書や聖教の保存に心を配った。

『西南院文書』は、西南院の歴史を考える上で根本となる史料であり、早く『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「院宣古遺状古証文等写」(「続真言宗全書」第三五巻)にその一部が収載されている。また、『紀伊統風土記』高野山之部巻之十二「寺家之一」「西院谷堂社院家」にも利用されている。近代に入ると、東京大学史料編纂所によって主要文書四四点の影写本

が作成され、これが学界に『西南院文書』の存在を認知させる契機となった。さらに、戦後の一九五九年における調査の結果、多くの新出文書・記録・聖教が発見された。この調査は、一九五八年度から五年間実施された、高野山文化財総合調査の一環である。この総合調査は、山上に所在する各子院で重要な発見が相次いだことで知られている。

右の調査成果をうけて、とくに史料的价值の高い文書・記録・聖教が選出され、既知の文書群と合せて、全十一巻に編成された。これらは、一九五九年十二月十八日に、『西南院文書 十一巻』の名称で重要文化財に指定され、まもなく修復・改装も行なわれている。その内訳は、以下の通りである。

第一巻〜第七巻 中世・近世文書(第一巻・十一通、第二巻・二十三通、第三巻・九通、第四巻・十一通、第五巻・十三通、第六巻・十四通、第七巻・十二通)

第八巻 『平等心院寺中知行注文』(貞応二年「一二二三」)

第九巻 『元応二年大塔供養記録』(鎌倉時代写)

第十巻 『寛治二年高野御幸記』(鎌倉時代写)

第十一巻 『高野山先哲灌頂記録』(正治元年「一一九九」)

以上の諸巻のうち、厳密な意味で古文書と言えるのは、第一巻から第

八巻までであり、第九巻と第十巻は古記録、第十一巻は聖教の範疇に属する。各巻の所収文書については、本稿掲載の「重要文化財『西南院文書 十一巻』所収文書・記録・聖教一覽」を参照されたい。以下、原本調査で得た知見を踏まえて、各巻の成巻および改装の時期について触れておく。

古文書のうち、第一巻と第二巻については、すでに近世の段階で成巻されていたようである。これは、西南院の寺蔵文書に、両巻の所収文書を、ほぼ同じ配列で書写した卷子装の写本が存在することから推測できる。現在、第一巻の表紙には、「四条院嘉禎元年十二月晦日太政官牒」と記された外題が貼られているが、これは近世に付けられていた表紙の題字を、重文指定後の改装の際に転用したものである。また、第八巻についても、その表紙に、「西南院寺中知行支配」と記された外題が貼られており、これも第一巻と同様に、近世に付けられていた表紙の題字を転用したものと考えられる。

このように、第一巻・第二巻・第八巻の三巻は、西南院の伝来文書の中で重視され、早くから成巻されていた。寛文十二年（一六七二）十月に、一無軒道治が著した『高野山通念集』（『古板地誌叢書』第五巻）第七巻）は、近世高野山に関する地誌として先駆的な役割を果たしたものであるが、その巻八の「西南院」の項で、第一巻・第二巻に所収された文書に基づいて、西南院および平等心院の寺史を略述している。これは、第一巻・第二巻の成巻と無関係ではないと考えられ、近世前期の段階で両巻がすでに成巻されていた可能性は高い。なお、『高野山通念集』が『西南院文書』を用いたのは、近世における高野山史研究で古文書が利用された早期の例として注目すべきであろう。

一方、第三巻から第七巻までの五巻は、その所収文書の一部が『金剛峯寺諸院家析負頼』巻六「院宣古遺状古証文等写」に引用されているが、

成巻の時期は、いずれも重文指定時に降るようである。一九五九年度の高野山文化財総合調査を踏まえて作成された『西南院調査目録』⁶⁾を確認すると、右の五巻に所収された文書は、現状と異なる配列で著録されている。これらの中から、とくに貴重な内容を持つものが選び出されて、現在の形に成巻されたのである。

次に、第九巻から第十一巻までの古記録・聖教の三巻は、いずれも近世の段階で成巻されていたようである。まず、第九巻の巻頭には、「大塔供養記録 西南院宝庫」と記された一紙があり、これは近世に付けられた表紙を、重文指定後の改装の際に取り替え、内題として貼り込んだものと考えられる。また、第十巻の表紙には、紺紙に朱筆で「寛治二年高野御幸記 全 西南院」と記した外題が貼られており、これも重文指定後の改装の際に、従来の紺表紙の題字部分を転用したものである。和多昭夫（秀乘）氏によれば、この外題の筆者は、近世末期に西南院の院主をつとめた隆快であり、隆快が第十巻の保存を心掛け、表紙を付けたことがうかがえる。

隆快を含む西南院の歴代院主が文書・記録・聖教の保存に腐心した事実⁷⁾は、とくに第十一巻に顕著に見て取れる。すなわち、同巻には、「高野山先哲灌頂記録 坤室隆快」と記した外題が表紙に貼られており、これは先の第十巻と同様に、重文指定後の改装の際に取り外された、隆快による元表紙の題字と考えられる。また、同巻で注意を引くのは、巻頭に「高野山先哲灌頂記録 政旻」、あるいは「高野山先哲灌頂記録 西南院賢雄」と記された二紙が貼り込まれている点である。これら二紙は、いずれも左側面に八双の痕跡と見るべき縦の糊跡があることから、元来は表紙の役割を果たした時期があったと考えられる。すなわち、第十一巻は、近世において、表紙が三度にわたって改装されたのである。

第十一巻の『高野山先哲灌頂記録』は、平安時代から鎌倉時代初期に

かけての高野山で行なわれた、伝法灌頂の記録として貴重な価値を有する。おのずと、西南院において参照される機会も多かったと考えられ、これが三度に及ぶ改装が行なわれた理由であろう。内題に名前をとどめる政旻と賢雄は、ともに近世初頭の西南院院主であった。政旻は、元和四年（一六一八）から寛永七年（一六三〇）まで院主をつとめ、また賢雄は寛永八年から明暦二年（一六五六）まで院主をつとめた（『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」）。隆快に先立って、政旻と賢雄がともに表紙を付けた事実は、第十一巻が西南院に伝来した聖教のなかで、早くから重書として扱われていた事実を示唆する。

次に、重要文化財『西南院文書 十一巻』の翻刻状況について触れておく。

まず、古文書については、第一巻から第六巻までに収録された文書の一部（四十一通）が、高野山史編纂所（中田法寿）編『高野山文書』第六巻旧学侶方一派文書に活字化されている。⁸これは、現在のところ、『西南院文書』についてまとまった唯一の翻刻である。そのうち鎌倉時代に属する文書の大半については、第八巻『平等心院寺中知行注文』とともに、『鎌倉遺文』にも収録されている。また、第七巻については、備前福生寺（西南院末寺）に宛てられた書状が多いことから、藤井駿・水野恭一郎共編『岡山県古文書集』第四輯に、「備前福生寺関係文書」として十二通が収録されている。

次に、古記録・聖教については、第十巻『寛治二年高野御幸記』が、和多昭夫（秀乗）氏によって翻刻され、¹⁰「増補統史料大成」第一八巻や、五来重編『山岳宗教史研究叢書三 高野山と真言密教の研究』¹¹にも収録されている。また、第十一巻『高野山先哲灌頂記録』は、「統真言宗全書」第四一巻史伝部（八）に収録されている。

このように、重要文化財『西南院文書 十一巻』は、その過半が翻刻

されているが、いずれも個々の研究者の関心に基づく個別的な紹介であり、分散的である点に憾みを残す。また、すでに翻刻が備わる巻についても、補訂や文書名の再考が必要である。例えば、本稿で取り上げる第一巻と第二巻については、複数の文書に字損があるが、西南院の寺蔵文書に含まれる「平等心院太政官牒并院宣写本」一巻や「平等心院供養料文書（仮題）」一巻（近世書写。ともに第五九函）などの写本を用いることで、損傷が発生する以前の原文を復元することが可能となる。加えて、第一巻と第二巻では、一部の文書に追而書の錯簡が生じており、これが原因で既往の翻刻にも配列に妥当性を欠くものが見受けられる。原本に基づいて訂正を加えることで、より正確な翻刻を提供できよう。

さらに、第三巻から第六巻の諸巻については未紹介の文書が多い上、第九巻『元応二年大塔供養記録』も、高野山史の史料として貴重な価値を持ちながら、翻刻がなされていない。第十巻『寛治二年高野御幸記』については、既往の翻刻三種ともに、誤読や校訂の不備が目立つため、同記と密接な関係を持つ『扶桑略記』や『弘法大師行状絵詞』などを参照しつつ、厳密な校訂を加える余地が残されている。

要するに、重要文化財『西南院文書 十一巻』は、高い史料的价值を有するにもかかわらず、その全貌がまだ十全な形で明らかになっていない。ゆえに、既翻刻分の訂正作業を含めて、全体にわたる厳密な翻刻・校訂を行なう意義は少なくないのである。

坂口は、二〇一七年に、西南院の和田友伸師より寺史調査の依頼を受け、藤本らとともに、寺蔵文書・聖教の整理に取り組むこととなった。あわせて西南院にとって根本史料となる重要文化財『西南院文書 十一巻』についても、画像に基づき翻刻作業を開始した。翌二〇一八年には、「高野山西南院文書の調査・研究―高野山伝来史料の研究資源化にむけて―」の課題名で、東京大学史料編纂所の一般共同研究に採択され、高

野山靈宝館に寄託中の重要文化財『西南院文書 十一卷』の原本調査も実施した。本稿はその成果を踏まえたものであり、これを皮切りに、順次同文書の紹介を進めていく予定である。

なお、重要文化財『西南院文書 十一卷』は、一九六九年に西南院が火災に逢った際、第三卷・第四卷・第六卷・第七卷の計四巻が被害を被った。ただし、東京大学史料編纂所によって全巻がマイクロフィルムに撮影されていたため、幸いに火災に見舞われる以前の状態をうかがうことができる。本稿でも、第三巻の翻刻にあたり、大きな裨益を受けた。

(二) 重要文化財『西南院文書』第一巻～第三巻の概要と考察

次に、本稿で扱う重要文化財『西南院文書』第一巻から第三巻の概要を解説するとともに、一部の文書について若干の考察を行ないたい。以下、本稿で紹介する文書を取り上げる際は、文書番号を付記する。

第一巻と第二巻は、鎌倉時代に西南院の敷地に建立された平等心院とその寺領和泉国大泉荘に関する文書で構成されている。

平等心院は、摂関九条兼実の母方の伯父にあたる信助（太皇太后宮大進藤原仲光の子息）が建立した寺院である。嘉禎元年（一二三五）十二月三十日付「太政官牒」（第一号）によれば、信助は平等心院を兼実に寄進したという。¹³ 建久八年（一一九七）、信助は兼実に対して、成覚房賢性に平等心院の房舎・資財などを附属することを願ひ、兼実は「御教書」（第三三号）を以て賢性への附属を認めている。この「御教書」には、平等心院を中宮九条任子（兼実の娘、宜秋門院）の祈願所とすることも記されており、同院は強固な外護関係を得ることとなった。¹⁴ 嘉禎元年十二月には、朝廷より「太政官牒」（第一号）が平等心院に下され、阿闍梨二口が設置されている。

賢性は貞応二年（一二三三）十二月九日に入滅する（『血脈中院』）。「統

真言宗全書」第二五巻）が、それに先立って、平等心院を理智房賢定に譲ることを、九条道家（兼実の孫）と宜秋門院に「書状」（第一一号）で願ひ出ている。これをうけて、道家の「御教書」（第一七号）と宜秋門院の「令旨」（第三三号）が下され、賢定が平等心院を継承した。

賢性の「書状」には、平等心院の仏聖米として、和泉国大泉荘の年貢から三十果が充てられていたこと、また九条兼実の北政所であった藤原兼子の墓供米も、同じ大泉荘の年貢から十二果が充てられていたことが見える。大泉荘は、兼実が管領し、元久元年（一二〇四）四月に宜秋門院に譲られた九条家領の荘園で、のちにその本家職が九条道家（宜秋門院の甥）、さらに道家の子息実経を祖とする一条家に継承された。¹⁵ なお、「書状」によれば、兼実の菩提を弔う護摩供僧一口も設置され、この用途は紀伊国井上荘の所当でまかなわれたようである。井上荘も九条家領であり、のちに道家から子息の実経に譲られた。¹⁶

その後も、平等心院の相伝に際しては、外護者にして大泉荘の本家であった九条家、そして一条家の当主の安堵を得るのが慣例であったことが、第一巻・第二巻所収の各文書によってうかがえる。

第三巻は、一九五九年度の調査で新たに発見された文書を成巻している。その冒頭の「金剛峯寺西南院敷地宛行状」（第三五号）は、文治五年（一一八九）八月に、没官地となった三宅房長安の住房西南院と、その近辺の空地を、金剛峯寺が大進律師信助に宛てがったものである。この「宛行状」は、西南院に関する確実な初見として見逃せない。信助が西南院の敷地に造立したのが、先に取り上げた平等心院であり、以後、西南院と平等心院の二つの名称がこもこも行なわれた。

また、第三巻には、鎌倉・南北朝時代の政治史料として貴重な価値を有する文書が含まれる。例えば、「後宇多法皇御幸供奉人交名」（第三八号）は、正和二年（一二三三）の後宇多法皇による高野御幸について

信頼できる文書である。また、「楠木正儀国宣」（第四二号）は、室町幕府に降伏した時期の楠木正儀が和泉国主の座にあり、かつ同国の守護でもあった徴証として早くより重視されている。

ところで、第三巻には、「鶴岡八幡宮寺尊勝仏供僧職補任状」（第三九号）や「弘賢書状」（第四〇号）など、鎌倉鶴岡八幡宮寺の関係文書もある。二通いずれも、様式・内容ともに疑う余地はないが、高野山や西南院の寺史と直接関わらない文書が『西南院文書』に含まれる点については、説明が必要である。この背景を穿鑿することは、近世以来、西南院で伝えられてきた由緒の再検討にも繋がるので、詳しく検討を加えておきたい。

まず注目すべきは、右の二通が、南北朝・室町時代の真言僧であった弘賢に関わる内容を持つことである。弘賢は、文和四年（一三五五）六月に鶴岡八幡宮寺の別当となり、応永十七年（一四一〇）五月に入滅するまで、長く在任した人物である。さらに弘賢は、多くの東国寺社の別当職をも兼帯して権勢を誇り、その弟子たちを鶴岡八幡宮寺の二十五坊の供僧職に就けることで、鶴岡の東密化を推進したことで知られる⁽¹⁷⁾。

弘賢は「西南院」と号した⁽¹⁸⁾ことから、『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」では、弘賢を高野山西南院主の一代とし、第十三世定成と第十四世定秀の間にその伝を記載する。しかし、四三号「定成讓状」によれば、定成から定秀への院家の相伝は円滑に行なわれており、その間に弘賢が介在した形跡は見られない。第十三世と第十四世の間というのは、いかにも不自然である。さらに、弘賢が号した「西南院」は鶴岡八幡宮寺の坊舎と考えられるので、⁽¹⁹⁾『析負輯』の記載には一層疑問が持たれる。

また、『高野山通念集』巻八「西南院」の項では、弘賢と西南院の関係について、「永和の比、弘賢僧正、鎌倉の西南院と申を兼帯し給ひき。高德の御僧にて、公武両家の帰依大形ならず。当山に住し給ふ日も、西

南院殿とよび奉りしにより、本号平等心院をあらためて、此号をよび来れり」と記す。しかし、弘賢の院主就任が契機となって、「平等心院」の号が「西南院」に改まったというのは、明白な誤認である。それは、文治五年（一一八九）八月付「金剛峯寺西南院敷地宛行状」（第三五号）に記されるように、平等心院の建立以前に、すでに西南院が存在していたからである。要するに、弘賢が高野山西南院と関係を有した確実な史実を認めることはできない。

では、弘賢に関わる文書二通が、西南院に入ったのはいかなる理由であるのか。この背景を考える上では、西南院寺藏文書の第七〇函に収められた、①永和四年（一三七八）四月五日付「弘賢授紹賢伝法灌頂印信紹文」と、②「弘賢行状」（鶴岡八幡宮寺社務職次第）の抄出）が手掛かりとなる。まず、①の包紙には、裏側に近世初期の西南院主であった良尊による筆で、①が弘賢の自筆であること、また元和二年（一六一六）五月十七日より江戸増上寺で行なわれた、徳川家康を弔う葬礼に出席するため、良尊が関東に下向した際、鎌倉雪ノ下の荘厳院（鶴岡二十五坊の一つ）にてこれを感じたことが記されている。②についても、元和二年六月初日に、荘厳院において写したという良尊の識語がある。

①と②で興味深いのは、良尊が大僧正の極官に昇った弘賢の名譽を讀んでいる点である。すなわち、①の包紙裏書では「西南院之一代、大僧正是名譽也」と記し、②の識語でも「大僧正官、於三野山、名望不_レ過_レ之」と述べる。管見の限り、弘賢を高野山西南院に結び付けたのは、これら二点に見える良尊の記載が嚆矢と考えられる。

また、これにかかわって注目すべきは、当時の鎌倉荘厳院主であった賢融の存在である。賢融は、寛永十一年（一六三四）閏七月十一日に八十二歳で入寂するまで、長く荘厳院の院主をつとめた。⁽²⁰⁾賢融の事績では、鎌倉の歴史に深い造詣を有し、晩年の徳川家康のもとに祇候したことが

興味深い。例えば、慶長十六年（一六一二）十一月、家康は江戸から駿府に帰る途中で、賢融より「鎌倉三代將軍、北条九代旧規之事」を聴き、さらに賢融に『保曆間記』を持参させ、これを読ませるほか、「鎌倉中旧跡之事」について雑談したという²¹。良尊も晩年の家康に再三招かれて駿府に下向しており、その立場は賢融と似通っていた。

慶長十八年（一六一三）五月九日、駿府に滞在していた良尊は、家康の「内々上意」によって、他の真言僧とともに、醍醐寺三宝院門跡の義演より許可灌頂を伝受した。『義演准后日記』同日条には、この灌頂における受者の名が記されており、そこには「庄嚴院法印大僧都賢融」の名も見える。すなわち、良尊と賢融は並んで義演より灌頂を受けたのである²²。家康の肝煎による灌頂は、良尊と賢融を結び付ける上で、重要な契機をなしたと言えよう。

先に見たように、良尊は、元和二年（一六一六）の関東下向の際、鎌倉莊嚴院において、弘賢に関わる「弘賢授紹賢伝法灌頂印信紹文」を得し、六月初日に「弘賢行状」を抄写していた。関東下向の主たる目的であった、増上寺における家康の葬礼は五月晦日に結願している（『本光国師日記』同日条）ので、良尊はただちに高野山への帰途につき、その途中、賢融のいる鎌倉莊嚴院に立ち寄ったことになる。

さらに、良尊は、その後もしばらく莊嚴院に逗留した。この事情を伝えるのは、西南院寺藏文書の第四函に収められる、元和二年（一六一六）七月四日付「許可灌頂印信紹文」である。この「印信紹文」の包紙には「関東鎌倉雪下莊嚴院相伝之印信」と記されており、その筆跡は良尊のものと同断される。そして、「印信紹文」によれば、良尊に許可灌頂を伝授した大阿闍梨は「法印大和尚位権大僧都賢融」であった。すなわち、良尊が莊嚴院に長く留まったのは、賢融から受法するためであったのである²³。

このように、良尊は、徳川家康のもとに祇候したことが契機となって、鎌倉莊嚴院の賢融と密接な関係を結び、莊嚴院にもしばらく逗留していた。その間、良尊は、鎌倉の歴史に通暁していた賢融から、かつて「西南院」と号した鶴岡八幡宮寺の高僧たる弘賢の存在を教わったのではあるまいか。そして、良尊は、大僧正の高位にあった弘賢を高野山西南院の一代に位置付けることで、西南院の由緒を權威付けようとした可能性が考えられる。

そもそも、良尊は始め高野山の多聞院に住したが、元和元年（一六一五）八月四日に家康の命で西南院に移り、院主の座に就いた²⁴。鎌倉莊嚴院において、良尊が弘賢に関わる「印信紹文」を得し、かつ弘賢の「行状」を抄写したのは、院主就任の翌年のことであり、彼が西南院の格式を高める動機は、十分に認められる。

以上の考察を踏まえると、鎌倉鶴岡八幡宮寺の関係文書である「鶴岡八幡宮寺尊勝仏供僧職補任状」（第三九号）と「弘賢書状」（第四〇号）が『西南院文書』に収まった事情も判然とする。すなわち、これら二通は、良尊が鎌倉莊嚴院において、賢融から譲り受けた可能性が高い。さらに、良尊がこれらの文書を獲得したのは、弘賢を西南院の院主に位置付けるべく、その徴証として利用しようとする巧妙な意図に基づくものであったと考えられる。

良尊が造り上げた由緒は、寛文十二年（一六七二）十月に成立した『高野山通念集』に取り込まれることで、次第に認知されてゆく。そして、近世末期の『金剛峯寺諸院家析負輯』が、良尊が感得した永和四年（一三七八）四月五日付「弘賢授紹賢伝法灌頂印信紹文」や、「弘賢行状」などに基づいて、弘賢を西南院の一代として扱ったことで、その由緒が定着した。ここに、良尊の企図は達成されたと言えるが、西南院伝来文書の調査に基づいて考察を加えることで、その真相が明らかとなるの

である。

以上、重要文化財『西南院文書』第一巻から第三巻について解説を行った。一部の文書については迂遠な考察を重ねたが、本史料が活用されることとあわせて、大方の御示教を切にお願いしたい。

注

- (1) 「西南院経蔵棟札」(西南院所蔵。高野山霊宝館に寄託中)。
- (2) この総合調査については、山本信吉「正智院の歴史と正智院文書の概要」(『高野山正智院経蔵史料集成一 正智院文書』吉川弘文館、二〇〇四年)二〇～二二頁参照。
- (3) 「平等心院太政官牒并院宣写本」一巻、「平等心院供養料文書(仮題)」一巻(ともに第五九函)。後者は、高野山大学密教文化研究所に架蔵される、同研究所による調査目録の命名に従う。
- (4) 第八巻は、早く『金剛峯寺諸院家析負頼』巻六「院宣古遺状古証文等写」(『続真言宗全書』第三五巻)に全文が引用されており、その冒頭にも「西南院寺中知行支配」と記されている。
- (5) 近世における高野山史研究の沿革については、久保田収「高野山における歴史研究」(『近世史学史論考』皇學館大学出版部、一九六八年。初出一九五六年)が重要な業績である。久保田氏は、延宝八年(一六八〇)における佐々宗淳(水戸藩士)の史料採訪をうけて、『高野山文書』を利用した歴史研究が活発化した事実を指摘し、とりわけ懐英による『高野春秋編年輯録』の編纂を重視している。ただし、久保田氏が注目した『高野山文書』は、主として近世の段階で壇上伽藍の御影堂に収蔵されていた『宝簡集』『続宝簡集』『又続宝簡集』に限られており、高野山上の各寺院に伝来した古文書については考察の対象にほとんど入っていない。ゆえに、寺院伝来の古文書が、近世の史書・地誌類にどのように利用されたかについては、今後十分な検討が必要である。その意味で、寛文

十二年(一六七二)に成立した『高野山通念集』が、いち早く『西南院文書』第一巻・第二巻の所収文書を利用した事実は興味深い。

- (6) 高野山大学密教文化研究所架蔵の復本による。
- (7) 和多昭夫(秀乘)「寛治二年白河上皇高野御幸記(二)」(『密教文化』第五二号、一九六一年)五〇頁。なお、『西南院歴代并旧文証』(西南院寺蔵文書、第七三函)によれば、隆快は、文久三年(一八六三)十月十七日に入寂した。
- (8) 高野山文書刊行会、一九四一年。一九七三年に歴史図書社が発刊した復刻版では、第三巻に収められる。
- (9) 思文閣出版、一九八一年。
- (10) 和多昭夫(秀乘)「西南院蔵『寛治二年白河上皇高野御幸記』」(『密教文化』第五一号、一九六〇年)。注(7) 前掲和多「寛治二年白河上皇高野御幸記(二)」は、その解題にあたる。
- (11) 名著出版、一九七六年。
- (12) 写真帳として公開されている(請求記号)六一七・一六六一)。
- (13) 平等心院の草創については、紀元二千六百年奉祝会和歌山県支部編『和歌山県聖蹟』下巻(一九四二年)第五篇三章第二節十五「平等心院」、和多秀乘「高野山と重源および観阿弥陀仏」(『仏教芸術』第一〇五号、一九七六年)参照。
- (14) 平等心院の宜秋門院祈願所としての側面については、高山京子「宜秋門院の祈願所ならびに女院周辺の人々」(小原仁編『変革期の社会と九条兼実』勉誠出版、二〇一八年)で取り上げられている。
- (15) 大泉荘の沿革については、大阪府史編集専門委員会編『大阪府史』第三巻 中世編一(大阪府、一九七九年)四六〇～四六四頁(宮川満執筆)が要を得ている。
- (16) これについては、粉河町史編さん委員会編『粉河町史』第二巻(粉河町、一九八六年)第一二二号「九条道家初度惣処分状」(建長二年「一二五〇」十一月日付、『九条家文書』および第一二二二号「一条撰政(実経)家所領目録案(断簡)」(年紀欠、『九条家文書』)と、その解説が参考となる。
- (17) 弘賢については、櫛田良洪「関東に於ける東密の展開」(『真言密教成

立過程の研究』山喜房佛書林、一九六四年)、伊藤恭子「鶴岡八幡宮別当頼仲と二人の弟子について」(『駒沢史学』第五八号、二〇〇二年)、小池勝也「室町期鶴岡八幡宮寺における別当と供僧」(『史学雑誌』第一二四編第一〇号、二〇一五年)などに詳しい。

(18) 『鶴岡八幡宮寺諸職次第第』(鶴岡叢書)第四輯 第一「社務次第」。

(19) 『東寺観智院金剛藏聖教』第一二二箱第一九号『秘密独聞鈔』(外題「天台秘密持問上」)の奥書には、永徳二年(一三三二)閏正月月中旬に、「鎌倉鶴岡若宮別当坊西南院一对」において同書を書写した旨の記載がある。なお、『秘密独聞鈔』については、牧野和夫「海草集」影印・解説」(『実践女子大学人文芸資料研究所年報』第一〇号、一九九一年)二〇七、二〇九頁参照。

(20) 『鶴岡八幡宮寺諸職次第第』第三「林東坊莊嚴院」。

(21) 『駿府記』(『史籍雑纂』第二)慶長十六年十一月十八日・十九日条。

(22) 西南院寺藏文書の第四函には、このときに義演が良尊に授けた「許可灌頂印信紹文」が収められている。なお、この許可灌頂については、『大日本史料』第十二編之十一、慶長十八年四月十三日条附録が参考となる。

(23) なお、良尊の次代に西南院の院主をつとめた政受も、元和七年(一六二二)三月二十六日に、賢融より許可灌頂を伝受した。これについては、西南院寺藏文書の第四函に収められる、同日付「許可灌頂印信紹文」参照。

(24) 『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」による。なお、良尊と関係のあつた金地院崇伝の日記『本光国師日記』元和元年八月二十九日条(八月二十九日)にも、「同日、西南院より使僧来。八月廿八日之状来。銀子式枚来。多門院之事也。西南院へ移候との祝儀之状也。則返書遣ス」とあり、『析負輯』の記載が裏付けられる。

(文責・坂口)

【凡例】

一、本稿は、高野山西南院に伝来した重要文化財『西南院文書 十一巻』のうち、第一巻から第三巻に収められた文書四三点を翻刻したものである。

一、翻刻は、高野山靈宝館に寄託中の原本およびその画像によって行なったが、焼損のある第三巻に関しては、焼損発生以前に撮影された東京大学史料編纂所架蔵のマイクロフィルムに基づいた。また、欠損のある箇所に関しては、近世の書写にかかる「平等心院太政官牒并院宣写本」および「平等心院供養料文書(仮題)」(ともに西南院寺藏文書、第五九函)を参照し、欠損以前にあった文字を傍注に示した。

一、花押は、本文の相当箇所(花押)と記し、稿末に花押集として掲げた。

一、字体は、原則として常用漢字を用いたが、一部の異体字・略体字については残した。

一、改行は原本通りとし、紙継目は「記号を以て示した。」

一、本文には、読点(・)・並列点(・)を付し、くりかえし記号は「々」を以て示した。

一、文字が磨滅・虫損により判読できない文字は、その字数を計って□記号で示した。また、文字の上に重ねて別の文字を書いた箇所は、後に書かれた文字の左傍に傍点を付し、訂正前の文字を右傍の「」記号の中に×を冠して注した。なお、判読不能の文字は、☒記号で示した。

一、本文中の合点は、／で示した。

一、本文以外の部分は、「」で括り、その位置に従って（押紙）（包紙）（端裏書）などと傍注を付した。

一、編者が加えた傍注で、文字に関わるものは「」記号、参考・説明にわたるものは（）記号を以て示した。

一、一部の人名に付した注は、新訂増補国史大系『公卿補任』を参照し、便宜上、後世の家名を記したものである。

一、文書の内容に関して留意すべき点については、必要に応じて按文を付し、文頭に○記号を加えて本文と区別した。なお、文中における『尊卑分脈』の頁数は、新訂増補国史大系のそれである。

〔西南院文書〕第一巻

〔外題〕
「四条院嘉禎元年十二月晦日太政官牒」
〔西南院〕

○元来は、元表紙であろう。改装の際に題箋に転用したものが。

一 太政官牒

縦三二・三種
横五〇・九種

太政官牒平等心院

応置阿闍梨式口事

右、太政官今日下治部省符偁、得彼院院主伝燈大法師

位賢定今日日奏状偁、当院者、信助律師、終土木功之後、奉

寄進後法性寺尊閣畢、其後相繼、為宜秋門院御祈禱

所、而星霜四十余廻之間、偏祈累葉繁昌之御運、公私三代之

跡、殊仰撰錄御榮耀、故抽丹款而勵法力、致懇志而勤御願、

殊又奉祈金輪聖皇天長地久、宝祚延長、御願円満、是非忠

勤乎、然則、弥知練行之不空、重致精勤異他、望請天恩、因准傍例、

早以二口阿闍梨、被寄置平等心院者、旁修不退之慧業、奉祈無疆之宝祚者、正三位行権中納言藤原朝臣師少路実世宣、奉 勅、依請者、省宜承知、依宣行之者、院宜承知、牒到准状、故牒、

嘉禎元年十二月卅日 修理東大寺大仏長官正五位上行左大夫史小槻宿禰季繼（花押上）牒
右少弁正五位下藤原自啓「朝臣」
（広橋經光）

○本文書の字面には、「太政官印」（縦七・七糎×横七・八糎）三顆が捺されている。理智房賢定は西南院第五世で、成覚房賢性・覚本房道範の付法弟子にあたる。また、平等心院を開いた信助律師は、西南院第三世（以上、「血脈中院」、『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」）。

二 源則任書状

縦三二・二種
横四二・六種

平等心院事、此上

早可被下御教書

之由候也、充誰人、

可被仰下候乎、承

存、忝可申沙汰候、

恐々謹言、

十月十二日 則任（源）

○源則任は、醍醐源氏、則長の息（『尊卑分脈』第三篇四五八頁）。一条家の諸大夫・上北面（『弘安礼節』醍醐本）。一条家経に仕え、家経の「政所下文」や「御教書」の奉者をとめるほか、一条家主催の歌合や詩歌合にも出席した。『花押かがみ』第三卷二七三頁、井上宗雄「一条実経について」（『鎌倉時代歌人伝の研究』風間書房、一九九七年。初出一九九三年）二九四～二九六頁参照。

三 左衛門尉宗連奉書

縦三二・二
横四三・〇 種

(和泉国和泉郡)
大泉庄之問事、委

(×) (×) (×) (仰)
細之条々、以利忠被

仰下候、被談合、可

被申左右之状、如件、

(例奉)
「付嘉曆元」

九月七日 左衛門尉宗連奉

平等心院々主御房

四 日野資明施行状

縦三三・三
横五二・二 種

(和泉国和泉郡)
大泉庄内永平名、致

知行、於年貢者、悉可被

便補去年所被經入之

公用并供料米分、至

細々公事物者、可被進

濟之由、被仰下候也、仍執達

如件、

嘉曆元年八月廿一日 前肥後守(後有)
(花押之)

謹上 平等心院々主御房

○日野資明は、和泉国大泉庄の領家であった(一〇号「和泉大泉庄相
伝系図」)。

五 撰関家御教書

第一紙 縦三三・〇 種
横四五・八 種

第二紙 縦三三・〇 種
横三四・〇 種

御堂仏聖事、更御不審不可

候、必可有御沙汰候也、但御存日

其沙汰候之条、当時不合期候、仍雖

被仰其旨、忽難叶者、還可被殘

御不審候歟、靜有御計、始終

向後、更不可黙止候也、依此事、

被留御執心之義、努々不可候、

賢性之阿闍梨事、同不可有御

不審候、忽被申仁和寺宮候之条、(ハ)

無其闕者、何様可候哉、闕出来之時、

必可被申彼宮候也、此事、又(何)

不成熟候乎、両条共以、不可有御不

審候、可申此旨之由、

御気色所候也、仍上啓如件、

十一月十三日 美濃守盛長(源)奉

○成覚房賢性は西南院第四世で、貞応二年(一二二二)十二月九日に

入寂した(『血脈中院』、『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」。

後者は入寂日を誤る)。源盛長は、醍醐源氏、長俊の息(『尊卑分脈』

第三篇四六一頁)。九条家の諸大夫で、和泉国日根荘の莊務担当者

の地位を相伝した。石田祐一「諸大夫と撰関家」(『日本歴史』第三

九二号、一九八一年)参照。

六 左衛門尉長藤請文

縦三二・二
横三七・七 種

(和泉国和泉郡)
大泉庄役高野山平等

心院仏聖米并本新両

供料、任先例、可致其沙汰

之由、承候了、早守御教書之

旨、可令存知候、恐々謹言、

〔別巻〕
「元亨二」

八月十五日 左衛門尉長藤（花押3）

謹上 院主阿闍梨御房

○本文書は、二七号「日野資明施行状」をうけて発給されたものと考
えられる。長藤は、日野資明（和泉大泉荘の領家）の家人で、大泉
荘の預所と考えられる。

七 前摂政家御教書

縦三二・二種
横五〇・〇種

和泉国大泉庄内高野山

平等心院供料事、任代々

支證之旨、不可有相違者、

前摂政殿御気色如此、仍

執達如件、

十二月一日 前民部少輔（花押4）

仙深阿闍梨御房

○「平等心院太政官牒^并院宣^{写本}」（西南院寺藏文書、第五九函）の写
には、「永亨十午」の付年号がある。また、『金剛峯寺諸院家析負輯』
巻六「先師歴代写」は、宛所の「仙深阿闍梨御房」を西南院第十八
世の良賢房仙深に比定する。

八 日野資明書状案

縦三二・二種
横四六・五種

〔和泉国和泉郡〕（二条内経）
大泉庄事、殿下御教書并

施行無相違之条、神妙候歟、此上者、

相談預所、忝可被追出候、所務無為に候

てこそ、仏聖以下も、下行之美候はんすれ、

為所務、預所下向事者、長藤直定申

候歟、令内談申候上者、殊被致同心合

力之沙汰、可属無為候歟、若警固緩怠

候て、悪党等も猶入部、有所務之違乱、及

年貢之減少候者、供料等も、随而不可有正

躰候歟、其分、定又御存知候らん、能々可令

致其沙汰給候、供料以下事、本家最前

御教書可撰進之由、仰長藤候了、定無

子細候歟、凡^ハ是^ニ可置之物にて候へとも、被懇望

仰之間、撰進候、今度御教書^ハ被止案候て、正

文をハ、可返給候也、恐々謹言、

（元亨二年九）
八月廿三日 資明（日野）

○六号「左衛門尉長藤請文」と内容的に関係することから、元亨二年

（一三二二）に比定した。

九 九条道家御教書案

本紙縦三二・二種
横四六・三種 包紙縦三二・一種
横四六・二種

〔包紙ウハ書〕 右馬権頭兼康奉書

〔九条道家〕 禪定殿下御教書案

高野平等心院供料

并 故北政所御菩提

用途及 後法性寺殿

護摩供僧一口等事、

任先師賢性阿闍梨之

例、以門弟泰然、無相違

可令致沙汰給者、

禪定殿下御気色如此、

仍執達如件、

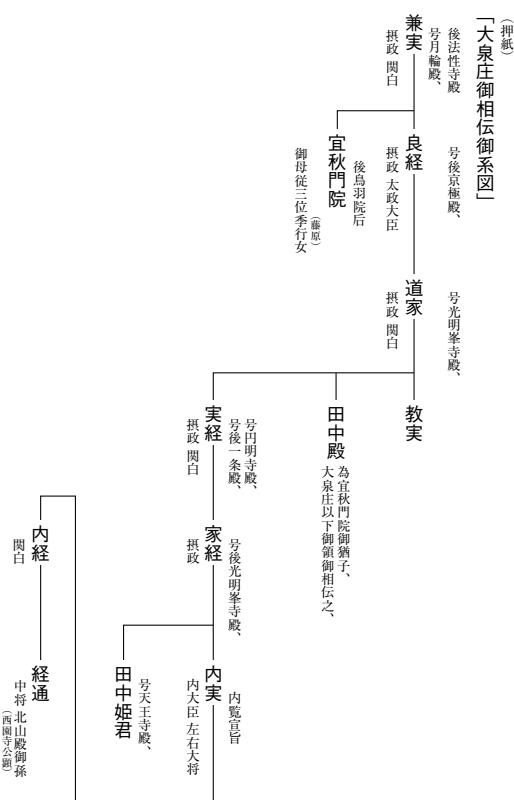
仁治四年正月廿七日 兼康 (下ニスリケシアリ)

謹上 理智房阿闍梨御房

〇二三号「九条道家御教書」の案文。

一〇 和泉国大泉荘相伝系図

縦三二・二種
横四六・三種



大泉庄先領家田中姫君者、六条殿御局為養君、田中殿御跡内、大泉庄御知行之、平等心院供料、依御無沙汰、元亨二年四月、被召上之。

大泉庄当領家者、日野藤大納言俊光三男、権右中弁資明、

当領申次者、中納言法印実存、

〇本系図の成立時期について、三田武繁「九条道家領の一相続人」(『日本歴史』第六三一号、二〇〇〇年)は、元亨二年(一二三二)四月、同三年八月七日の間と推定している。同論文によれば、系図に見える「田中殿」は、建長二年(一二五〇)十一月日付「九条道家惣

処分状」(『九条家文書』、『鎌倉遺文』第一〇巻第七二五〇号)において、宜秋門院の指示で大泉荘の領家職を譲られた「九条禅尼」(道家の娘)のことである。

一一 賢性書状案

第一紙 縦三二・二種
横四九・四種
第二紙 縦三二・二種
横五一・五種

殊事不候之間、絶久不令申

案内候、御所辺何御事間候

覽、抑所令言上候者、老乱逐日

疋弱、余算日少罷成候畢、

仍此先師遺跡事、存日可

申付此宰相公賢定之由、思給候

者也、但於此事者、可令言上

女院御所事候、又 殿下御所

同可令言上次第候歟、若可然候者、為

御沙汰、被申入 而御所儀候哉、此賢定、

申修学、申練行、其器量無左右候、

心操頗隱便、御祈禱事、丁寧可

勤仕事、無不審候、仍同法中、撰其仁、

所令言上候也、

平等心院 女院御祈願所、 同僧坊 聖教

仏具 本尊 世間資財等 各目六在別、

御堂仏聖米三十果、

故北政御募供米十二果、

禪定殿下御芥護、

但於此供僧事者、可令言上仁和寺上乘院法印御房

事候、同被申入候哉、無便宜事候者、直可令言上給候也、此等所帶、各雖為少事、且如為公事、仍

言上事由於 両御所、可申付之由、思給候、被計申入候哉、他事期後信候、恐々謹言、

二月五日 賢性上

四位少納言殿視下

○成覚房賢性は西南院第四世。また「宰相公賢定」は賢性の付法弟子で西南院第五世の理智房賢定のことである(一号「太政官牒」および五号「撰闋家御教書」の按文参照)。「宰相公」という公名は、賢定の出身を考える上で興味深い(『金剛峯寺諸院家析負輯』卷六「先師歴代写」には、「師御俗性者、洛陽五辻家人也」とある)。本文書の返報が一七号「九条道家御教書」と考えられ、一三号「宜秋門院(九条任子)令旨」も関係する。本文書は年紀を欠くが、賢性は貞応二年(一二二三)十二月九日に入寂している(『血脈中院』)ので、年紀の下限は貞応二年となる。

〔西南院文書〕第二卷

一二 源則任書状

第一紙縦三一・二種
横四一・三種

第二紙縦三一・二種
横三八・六種

高野平等心院

問事、先日以遠遠

蒙仰之間、具申

入候了、所詮、随

僧正被計申候、

可有御成敗候也、

不可有子細之由、其沙汰候、還御可為

明日候へハ、於京

都可申候、定又

御参候敷、併期参会候、

恐々謹言、

十月四日

(源) 則任
(押紙) 則任

〔則任〕

○原本では追而書が続き、『高野山文書』第六卷第三一〇号、『鎌倉遺文』第二八卷第二二二九〇号もこれに従って翻刻しているが、内容・筆跡から一七号「九条道家御教書」の追而書と考えられるので、ここでは省いた。

一三 宜秋門院(九条任子)令旨

縦三一・三種
横四三・四種

御所帯等、可令付属賢定

入寺給之由、聞食了、任令申給

之旨、不可相違之由、

(九条任子) 宜秋門院令旨候也、仍執達

如件、

(スリケン)

七月十一日 沙弥(花押5) 奉

○本文書は、一一号「賢性書状案」および一七号「九条道家御教書」と関係する。

一四 日野資明施行状

本紙縦三一・三種
横四四・二種

礼紙縦三一・三種
横三六・六種

平等心院々々職事、

任本家御下知、不可有

相違之状、如件、

十一月廿七日(日野資明)
(花押)6)

按察律師御房」

(○以下、追而書)

追申、

(源)清兼朝臣奉書案、

献之候也、

○追而書は、原本では二八号「一条内経御教書」に続くが、追而書に見える「清兼朝臣奉書案」は二八号そのものを指すと考えられる。

さらに、筆跡も勘案して、本文書の追而書と判断した。東京大学史料編纂所架蔵の影写本では、本文書の前に追而書を取め、『高野山文書』第六卷第三二四号、『鎌倉遺文』第三六卷第二八二五六号もこれに従って翻刻している。

一五 源則任書状

第一紙縦三一・二種
横四七・四種

第二紙縦三一・二種
横三二・二種

高野山平等心院

護摩供僧事、泰然

状、加一見、返進之、近

日於此御所、不及御

沙汰事候歟、而無左

右改補之儀、頗不

審候、於事之是非

者、追可有其沙汰候也、

毎事期出京之

次候、恐々謹言、

八月七日 則任(源)

○蓮鉢房泰然は西南院第六世〔金剛峯寺諸院家析負輯〕卷六「先師歴代写」。

一六 一条内実御教書

縦三一・三種
横四七・七種

高野平等心院供

料并御菩提用途

等事、任代々被仰置之

旨、不可相違者、内大臣

殿御気色如此、仍執達

如件、

(別筆)「乾元二」

(信智)三月十九日 則任(源)

道明御房

○道明房信智は西南院第八世〔金剛峯寺諸院家析負輯〕卷六「先師歴代写」。

一七 九条道家御教書

第一紙縦三一・二種
横四九・五種

第二紙縦三一・三種
横二六・二種

礼紙縦三一・二種
横三四・六種

御消息之状、伺便宜、具申

入候了、

抑御門弟賢定付属事、

平等心院、同僧房仏聖、
(九条兼実)
(九条兼実室、藤原兼子)

故禪定殿下・北政所御菩提

御祈用途以下、世間・出世

資財、至于本尊・仏具等、

不残一物、令讓与彼賢定、

〔宜秋門院九条任子〕女院并此御方御祈禱、可令

勤行之由、〔九条道家〕聞食了、件賢定、

於殿中、無内外者也、御祈等」

勤行、可有便宜歎之由、

御気色所候也、仍執達

如件、

二月廿七日 侍従」

(○以下、追而書)

逐申、

此御方〔六〕具聞食了、

〔源〕宜秋門院御方〔八〕付

兼時朝臣、可令申入給

之由、御気色候也、謹言、

○追而書は、原本では一二号「源則任書状」に続くが、内容・筆跡か

ら本文書のものと考えられる。本文書の冒頭に見える「御消息」は、

一一号「賢性書状案」のことであろう。また、一三号「宜秋門院(九

条任子)令旨」も関係する。

文中に登場する源兼時は、醍醐源氏、季長の息(『尊卑分脈』第三

篇四五六頁)。九条家の諸大夫で、宜秋門院判官代。嘉祿三年(安

貞元年、一二二七)十月九日に死去。「女院〔宜秋門院九条道家〕・此殿大略一身奉行」(『明

月記』同年十月十一日条)。石田祐二「諸大夫と撰関家」(『日本歴史』

第三九二号、一九八一年)参照。

一八 日野資明請文

本紙縦三一・二種
横四三・九種

包紙縦三一・一種
横五・三種

〔包紙〕「資明朝臣 大泉庄供米事」

〔和泉国和泉郡〕大泉庄役高野

山供料事、於本供

米四十四果余者、任

例、可致其沙汰之由、

雜掌令申候、得其

御意、可令披露給候、

恐々謹言、

〔別筆〕「元亨二」

八月九日 権右中弁資明〔日野〕

縦三一・二種
横四八・三種

一九 源則任書状

〔九条兼実〕後法性寺殿護

摩供僧事、先

日被仰下了、此者

供料事、任例定

其沙汰候歟、直可被申

候哉、恐々謹言、

〔別筆〕「正応元」

十二月十八日 則任〔源〕

縦三一・二種
横四四・六種

二〇 一条家御教書

御祈禱事、任

代々佳例、可令

勤行給之由、

御気色候也、仍
執達如件、

十一月四日 前丹波守泰熙
謹上 道明御房(信智)

○道明房信智は西南院第八世〔『金剛峯寺諸院家析負輯』卷六「先師歴代写」〕。

二一 一条家御教書

縦三一・二種
横四六・四種

〔端裏書〕
〔当院代々補任〕
〔田中姫君〕
姫君御祈禱事、

子細先日被仰候了、
先相(構)可被祈立

申候歟、御所存成就
候者、於供料者、追可

有御計之由、内(々)
其沙汰候也、仍執達如件、

三月廿日 佐遠
道明御房(信智)

○田中姫君は、一条家経の女で大泉荘の領家であった（一〇号「和泉国大泉荘相伝系図」）。

二二 一条家経御教書

縦三一・二種
横四七・三種

高野平等心院供

料、故北政所(九条兼実〔御菩提〕
室、藤原兼子)

提用途及(後法性寺)
(九条兼実)

殿護摩供僧等事、

無相違、可令(致沙汰力)

給之由、被仰下之状、如件、

弘安十一年四月廿六日 前丹波守(源則任) (花押7)
双信御房

二三 九条道家御教書

縦三一・二種
横四七・八種

高野平等心院供料
并故北政所御菩提(九条兼実室、藤原兼子)

用途及 後法性寺殿(九条兼実)
護摩供僧一口等事、

任先師賢性阿闍梨之
例、以門弟泰然、無相違、

可令致沙汰給者、
禪定殿下御気色如此、
仍執達如件、

仁治四年正月廿七日 (源兼康)
(花押8)

謹上 理智房阿闍梨御房(實定)

○本文書の案文あり（九号「九条道家御教書案」）。源兼康は、醍醐源氏、有長の息。建長年間（二二四九〜五六）に卒去（『尊卑分脈』第三篇四五九頁）。九条道家に仕える申次をとめるほか、御教書の奉者をとめる（『明月記』寛喜二年「一一三〇」閏正月四日条、同三年二月十九日条）。『花押かがみ』第三卷四四頁。理智房賢定は

西南院第五世、蓮鉢房泰然は賢定の付法弟子で、西南院第六世（以上、『血脈中院』、『金剛峯寺諸院家析負輯』卷六「先師歴代写」）。

二四 源則任書状

第一紙 縦三一・二種
横四六・八種 第二紙 縦三一・三種
横三〇・二種

平等心院事、彼

状、加一見、返進之、
於今者、不可有子細候歟、
御教書可申進候、

先々被仰下候案文、

一見大切候也、信藝呼

名も可注賜候、彼仁」

又上洛候者、其趣も可

申談候歟、可随

御計候、恐々謹言、

〔別筆〕
〔弘安十一一年〕

〔源〕
四月廿二日 則任

〔押紙〕
「前宮内権少輔返事」

○付年号は二つの筆蹟からなる。相俊房信藝は西南院第七世（『金剛峯寺諸院家析負輯』卷六「先師歴代写」）。書に秀で、高野版の版下を書いたことで知られる。

二五 一条実経御教書

〔別筆〕
「田明寺殿」

〔一条実経〕

高野山平等心院〔仏〕

聖米并故北政所〔九条兼実室、藤原兼子〕

後法性寺殿〔九条兼実〕御

菩提用途事、賢定

委附之由、被聞〔食力〕了、

任光明峯寺殿被

仰置之旨、向後不可」

相違之由、所被仰下也、
仍執達如件、

十一月十七日 前信濃守親長〔源〕

〔泰然〕
蓮鉢房阿闍梨御房

○蓮鉢房泰然是西南院第六世、理智房賢定は西南院第五世（『金剛峯寺諸院家析負輯』卷六「先師歴代写」）。源親長は、醍醐源氏、兼康の息（『尊卑分脈』第三篇四五九頁）。一条家の諸大夫。

二六 日野資明施行状

〔日野資明〕
〔花押9〕

〔源〕
縦三一・四種
横四七・三種

被補高野山平等心院

院主之由、被聞食了、大泉〔和泉國和泉郡〕

庄役供料事、任例、可

致其沙汰之旨、可有御

下知之由、可申之旨候也、仍

執達如件、

〔元亨二年九月〕
九月十八日 前肥後守俊有

謹上 帥阿闍梨御房

○二七号「日野資明施行状」と関係があるため、元亨二年（一二三二）に比定した。

二七 日野資明施行状

〔日野資明〕
〔花押10〕

〔源〕
縦三一・二種
横四八・八種

〔和泉國和泉郡〕
大泉庄役高野山

平等心院仏聖米并

本新両供料、任先例、

無懈怠、可令致其沙汰
給之由、被仰下候也、仍執達
如件、

元亨二年八月十五日

前肥後守俊有奉

謹上(長藤カ) 預所殿

○本文書をうけて、六号「左衛門尉長藤請文」が発給されたと考えられる。

二八 一条内経御教書

縦三一・二種
横四三・六種

高野平等心院々主職事、

如元、所被仰付也、早存其

旨、朝夕勤行、無懈怠、可被

勤仕之由、御気色如此、仍

執達如件、

十一月廿六日(源) 清兼

按察律師御房

○原本では追而書が続くが、内容・筆跡から一四号「日野資明施行状」の追而書と考えられるので、ここでは省いた。「平等心院供養料文書(仮題)」(西南院寺蔵文書、第五九函)の写には、「徳治元年」の付年号がある。源清兼は、醍醐源氏、親長の息(「尊卑分脈」第三篇四五九頁)。一条家の政所別当をつとめた。『金剛福寺文書』に、清兼が奉者をつとめた延慶三年(一一三一〇)二月日付「一条内経家政所下文」「一条内経家奉加状」(『鎌倉遺文』第三一巻第三三九〇号、第二三九二三号)が所収される。

二九 一条家御教書

縦三一・三種
横四八・〇種

高野平等心院供料

并故北政所御菩提(九条兼実室、藤原兼子)

用途等事、信智委附之

旨、被聞食了、不可有

相違之由、所被仰下也、

仍執達如件、

三月三日(源) 清兼

中納言阿闍梨御房(頼珍)

○「平等心院供養料文書(仮題)」(西南院寺蔵文書、第五九函)の写には、「建武」の付年号がある。「中納言阿闍梨御房」こと賢蓮房頼珍は、西南院第九世。また、道明房信智は、西南院第八世(以上、『金剛峯寺諸院家析負輯』卷六「先師歴代写」)。

三〇 一条家経御教書

縦三一・三種
横四七・八種

高野平等心院供料

并代々御苦(提料) □ □ □ □

事、後一条殿被(二条実経)

仰置之旨、不可□□、(相違)

□□撰政殿御気色如此、(一条家経)

仍執達如件、

十二月廿三日 前備□□

蓮鉢房阿闍梨御房(泰然)

○蓮鉢房泰然は西南院第六世(「金剛峯寺諸院家析負輯」卷六「先師歴代写」)。

三一 一条内経御教書

第一紙 縦三一・三種
横四四・七種

第二紙 縦二二・三種
横二四・七種

(和泉国和泉郡)
大泉庄悪党濫妨事、

度々被仰下候了、所詮、
忿追出彼輩、可令

全所務給、且又高野

山平等心院供僧等、可致

合力之沙汰、然者、於本

新両供料者、可被究

下之由、可令下知供僧等」

給之由、被仰下候也、恐々

謹言、

(別筆)
「元亨二年」

八月廿二日 (源)
清兼奉

謹上 権弁殿 (日野資明)

○日野資明は、元亨二年（一一三二）当時、権右中弁（『弁官補任』）。

三二 日野資明施行状

本紙 縦三一・三種
横三七・三種

包紙 縦三二・三種
横二八・八種

(包紙ウハ書)
「領家権弁殿御教書案、付元亨二年八月廿三日、同廿七日到来」

(和泉国和泉郡)
大泉庄悪党濫妨事、

(二条内経)
殿下御教書如此、任

被仰下之旨、供僧・預所

相共、可令追出彼輩給之由、

権弁殿所候也、仍執達如件、

(元亨二年)
八月廿三日 前肥後守俊有奉

謹上 高野平等心院々主御房

○本文書は、三一号「一条内経御教書」をうけて発給されたものである。

三三 九条兼実御教書

縦三一・二種
横四八・三種

高野平等心院并房

舍・資財等、永附属 (南)

山々籠賢性之由、聞食 (九条任子)

了、彼院可為 中宮御 (九条任子)

祈願所云々、仍同被啓事

由了、向後更不可有

牢籠、早可令存此旨給者、

御気色如此、仍執啓如件、

(別筆)
「建久八丁巳」

後六月八日 (藤原長房)
権左少弁（花押 11）

謹上 高野律師御房 (信助)

○本文二行目の虫損箇所は、一見して「當」の残画のように見える（口
絵図版参照）が、近世に書写された「平等心院太政官牒并院宣 (写本)」

（西南院寺藏文書、第五九函）には「南」と明記する。修理の際に
文字が動いたものである。大進律師信助は西南院第三世、成覚房
賢性は西南院第四世（『金剛峯寺諸院家析負輯』巻六「先師歴代写」）。

三四 重通添状

縦二九・四種
横三六・六種

一日御書、令進 (内美九)
一条 (源別任)

殿候之处、前宮内権少

輔奉書、如此候、委被載

御返事候而可給候、忝々

可令進上候、以此旨、可令

披露給候、恐々謹言、

十月十日 重通

弁僧都御房

○本文書に見える「前宮内権少輔奉書」とは、一六号「一条内実御教書」を指すか。

〔西南院文書〕第三卷

本巻は焼損のため全通が採寸不能である。

三五 金剛峯寺西南院敷地宛行状

〔端裏書〕
一西南院敷地宛文 三通之内

金剛峯寺

奉宛 西南院地事

長安入寺 三宝房 房跡并北東空地等

四至 限東道勝房垣根山尾、限南山横道前山、限北谷、限西山門路、

右、件長安入寺之没官地并近辺

空地等、依 〔後證〕(下モ別筆) 長者権僧正御房 仰、

永所奉充 〔信助〕 大進律師御房如件、

文治五年八月 日 行事入寺 (花押12)

年預山籠 (花押13)

〔理賢〕 檢校阿闍梨 (花押14)

○三宝房長安は西南院第二世、大進律師信助は西南院第三世 (金剛峯寺諸院家析負輯) 卷六「先師歴代写」。「高野山先哲灌頂記録」

によれば、長安は宗恵の付法弟子であった。本文書については、和多秀乗「高野山文書のことなど」(『鎌倉遺文』月報一三、東京堂出版、一九七七年) 参照。

三六 成真書状

先日度々所令申候

土州頼高訴陳状、令進

覧之候、任道理、御成敗 〔候〕

者、尤可為本意候歟、子細具

于状、此上御不審事等候者、

頼高令参上候、委可被召問

候歟、他事期後信候、恐々

謹言、

五月十一日 成真

平等心院御房

三七 高野山西南院関係文書案

〔端裏書〕
「長安 三宝房 讓状」

(1) 金剛峯寺西南院敷地宛行状案

金剛峯寺

奉宛 西南院地事

長安入寺 三宝房 房跡并北東空地等

四至 在本文書

右、件長安入寺之没官地并近辺空地等、

依 〔後證〕 長者権僧正御房 仰、永所奉充 〔信助〕 大進

律師御房如件、

○本文書はもと折紙であったが、成巻の際に中央を断ち切り、文字方向を合わせて上下に貼り継いでいる。なお、関係史料に『後宇多院御幸記』(統群書類従帝王部)がある。

三九 鶴岡八幡宮寺尊勝仏供僧職補任状

鶴岡八幡宮寺

補任 神宮寺尊勝仏供僧

職事

権律師乗弁

右、任乘惠法印今月十八日讓状、

所補任也、早守先例、可令

相從寺役之状、如件、

永和四年八月廿四日

別当前僧正(別筆)〔西南院首弘賢〕
(花押15)〔主〕

○弘賢は、文和四年(一二三五)六月に鶴岡八幡宮寺の別当となり、

応永十七年(一四一〇)五月に入滅するまで、長く在任した(『鶴

岡八幡宮寺諸職次第』第一「社務次第」)、『金剛峯寺諸院家析負輯』

卷六「先師歴代写」は、弘賢を西南院の第十三世・第十四世の間の

一代とするが、同時代史料には弘賢と西南院の関係を示す徴証は確

認できない。本文書と四〇号「弘賢書状」の二通が西南院に入った

背景については、本稿の「解題」参照。なお、『鶴岡八幡宮寺諸職

次第』第卅五「尊勝仏一口」の乗弁の項に「永和四八十八依^三乘惠

讓^一、同八月廿四西南院前大僧正坊弘賢補任」とあるのは、本文書

の記載と合致する。

四〇 弘賢書状

(端裏書)

「弘賢」

当社八幡宮供僧職林東坊

事、任讓状旨、令補任

弘俊阿闍梨候、為御心得、

令啓候、恐々謹言、

(応永六年)

四月十日 弘賢 (花押16)

進之候、

○前号と同じく、鶴岡八幡宮寺供僧職に関係する文書。『鶴岡八幡宮

寺諸職次第』第三「林東坊」および『鶴岡八幡宮寺供僧次第』上「林

東坊」によれば、応永六年(一二九九)二月七日に頼円が林東坊供

僧職を弘俊に讓与し、同年四月十日に別当の弘賢が弘俊を供僧に還

補している。この記載に基づいて本文書の年代比定を行なった。

四一 頼智讓状

(端裏書)

「頼智禅蓮房上讓与状 拾壹」

讓与 处分事

三十五日(定成) 禅蓮房并坊舎・使才具等院家領(伊國那賀郡 真國庄内 土師川村寄附)

少名田等、在券文、皆在之、可令進退領掌也、

四十九日 禅慶房(伊國那賀郡) 光寿院講田式段小、

定真(伊國那賀郡) 野上庄佐々村内池田壹段、

百ヶ日 石橋殿

右、件之御堂・坊舎等者、先師相伝之所也、雖然、死去

刻、頼智被讓与之、其後、頼智為存命不定間、是院家

禪蓮房^仁讓与渡所実也、無他妨、可令進退領掌者也、仍為後日、證文之讓与状、如件、

正平廿三年^{戊申}十一月廿八日 權律師頼智(花押17)

○禪仙房頼智は西南院第十二世、禪蓮房定成は西南院第十三世(『金剛峯寺諸院家析負輯』卷六「先師歴代写」)。

四二 楠木正儀国宣

^(端裏書)
一楠木殿国宣

^(和泉国和泉郡)
高野平等心院領大泉庄

内高野米事、如定成申状者、

貞秀引籠当年下知、押妨

高野米云々、如貞秀陳状者、預

置当院於定成云々、所詮、於彼

院主実否者、宜為一山之計歟、

先付当坊主、可被遵行定成也、

仍執達如件、

永和三年十二月九日 ^(楠木正儀) 中務大輔(花押18)

^(楠木正儀)
伊与守殿

○佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』上(東京大学出版会、一九六七年)二五頁は、本文書の端裏書に注目して、発給者の楠木正儀が和泉国主の座にあつたことを指摘し、あわせて正儀が同国の守護でもあったと論ずる。本文書によれば、貞秀が高野米を押妨したという訴えが定成から出され、楠木正儀は一族の楠木正顕に定成への遵行を命じている。この一件の発端は未詳だが、「彼院主実否」についても議論されていることから、大泉庄の高野米にとどまらず、平等心院の院主職をめぐる熾烈な相論が繰り広げられたようである。

る。なお、禪蓮房定成は、西南院第十三世(『金剛峯寺諸院家析負輯』卷六「先師歴代写」)。正平二十三年(応安元年、一三六八)十一月に禪仙房頼智(西南院第十二世)より平等心院を讓与され(四一号「頼智讓状」、元中二年(至徳二年、一三八五)七月に禪慶房定秀に平等心院を讓与している(四三号「定成讓状」)。

四三 定成讓状

讓渡 平等心院々主職事

合御堂并坊舎・院領・資財等

右、件院家者、定成先師相伝之

^(下ニスリケシアリ)
遺跡也、然自幼少依為師弟契約、

彼院家^{於定秀}禪慶房^仁代々長帳等

^(マ)
副相讓与所実也、是一重佛法相統、

為院家興隆之、仍為後日、證文之讓状

如件、

元中二年^{乙丑}七月廿四日 入寺定成(花押19)

○禪蓮房定成は西南院第十三世、禪慶房定秀は西南院第十四世(『金

剛峯寺諸院家析負輯』卷六「先師歴代写」)。

『西南院文書』第一卷～第三卷 花押集

1 小槻季繼



2 俊有



3 長藤



4 前民部少輔



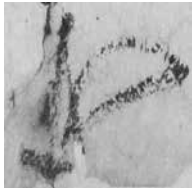
5 沙弥某



6 日野資明



7 源則任



8 源兼康



9 日野資明



10 日野資明



11 藤原長房



12 行事人寺某



13 年預山籠某



14 理賢



15 弘賢



16 弘賢



17 頼智



18 楠木正儀



19 定成



重要文化財『西南院文書 十一巻』所収文書・記録・聖教一覧

凡例

○本目録は、重要文化財『西南院文書 十一巻』に所収された文書・記録・聖教の一覧である。

○各項目の内容は、以下の通りである。

番号 新たに通し番号を付した。例えば、1-1は第1巻第1号を示す。

年月日 月の異名などは適宜改め、干支は省いた。付年号は「」記号で示し、推定年号は（）記号によって示した。

文書名 発給者と様式によって文書名を付した。

備考 関係する情報や年代推定の根拠を示した。

翻刻 既往の刊本の情報を示した。略称は次の通り。『高野』6-△△△：高野山史編纂所（中田法寿）編『高野山文書』第6巻 旧学侶方一派文書△△△号（歴史図書社版では第3巻）、『鎌遣』○-△△△△：竹内理三編『鎌倉遺文』○巻△△△△号、『岡山』4-備福-○○：藤井駿・水野恭一郎共編『岡山県古文書集』第4輯「備前 福生寺関係文書」○○号、『大日史』○-△△ ○○、△△、□□：『大日本史料』第○編之△△ ○○年△△月□□日条所引

番号	年月日	文書名	備考	翻刻
1-1	嘉禎元年12月30日	太政官牒	字面に「太政官印」3顆を捺す。	『高野』6-298、『鎌遣』7-4880、『大日史』5-10 嘉禎元. 12. 30
1-2	(年未詳) 10月12日	源則任書状		『高野』6-313、『鎌遣』28-21392
1-3	「嘉暦元年」9月7日	左衛門尉宗連奉書		『高野』6-330、『鎌遣』38-29603
1-4	嘉暦元年8月21日	日野資明施行状		『高野』6-329、『鎌遣』38-29590
1-5	(年未詳) 11月13日	摂関家御教書		『高野』6-322、『鎌遣』36-28229
1-6	「元亨2年」8月15日	左衛門尉長藤請文		『高野』6-325、『鎌遣』36-28139
1-7	(年未詳) 12月1日	前摂政家御教書	「平等心院太政官牒并院宣写本」(西南院寺蔵文書、第59函)の写には、「永享十年」の付年号がある。	『高野』6-316
1-8	(元亨2年) 8月23日	日野資明書状案	6号「左衛門尉長藤請文」と内容的に関係することから、元亨2年に比定。	『高野』6-326、『鎌遣』36-28156
1-9	仁治4年正月27日	九条道家御教書案	23号「九条道家御教書」の案文。	
1-10	(元亨2年4月~同3年8月7日)	和泉国大泉莊相伝系図		『高野』6-314、『鎌遣』36-28011
1-11	(年未詳) 2月5日	賢性書状案	本文書は年紀を欠くが、賢性は貞応2年12月9日に入寂している(『血脈 中院])ので、年紀の下限は貞応2年となる。	『高野』6-303、『鎌遣』8-5363および36-28257 (重複)
2-12	(年未詳) 10月4日	源則任書状	原本では追而書が続くが、17号「九条道家御教書」のものと考えられる。	『高野』6-310、『鎌遣』28-21390
2-13	(年未詳) 7月11日	宜秋門院(九条任子)令旨		『高野』6-304、『鎌遣』8-5361
2-14	(年未詳) 11月27日	日野資明施行状	追而書は、原本では28号「一条内経御教書」に続くが、本文書のものと考えられる。	『高野』6-324、『鎌遣』36-28256
2-15	(年未詳) 8月7日	源則任書状		『高野』6-300、『鎌遣』8-6152
2-16	「乾元2年」3月19日	一条内実御教書		『高野』6-309、『鎌遣』28-21389
2-17	(年未詳) 2月27日	九条道家御教書	追而書は、原本では12号「源則任書状」に続くが、本文書のものと考えられる。	『高野』6-302、『鎌遣』8-5362および36-28258 (重複)
2-18	「元亨2年」8月9日	日野資明請文		『高野』6-315、『鎌遣』36-28131
2-19	「正応元年」12月18日	源則任書状		『高野』6-308、『鎌遣』22-16831
2-20	(年未詳) 11月4日	一条家御教書		『高野』6-319
2-21	(年未詳) 3月20日	一条家御教書		『高野』6-318

2-22	弘安11年4月26日	一条家経御教書		『高野』6-301、『鎌遺』22-16590
2-23	仁治4年正月27日	九条道家御教書	9号「九条道家御教書案」は、本文書の案文。	『高野』6-299、『鎌遺』8-6151、『大日史』5-16 寛元元. 正. 27
2-24	「弘安11年」4月22日	源則任書状	付年号は二つの筆蹟からなる。	『高野』6-307、『鎌遺』22-16577
2-25	(年未詳)11月17日	一条実経御教書		『高野』6-306、『鎌遺』36-28260
2-26	(元亨2年)9月18日	日野資明施行状	日野資明の袖判あり。27号「日野資明施行状」と関係があるため、元亨2年に比定。	『高野』6-321、『鎌遺』36-28175
2-27	元亨2年8月15日	日野資明施行状	日野資明の袖判あり。	『高野』6-320、『鎌遺』36-28138
2-28	(年未詳)11月26日	一条内経御教書	原本では追面書が続くが、14号「日野資明施行状」のものと考えられる。「平等心院供養料文書(仮題)」(西南院寺蔵文書、第59函)の写には、「徳治元年」の付年号がある。	『高野』6-323、『鎌遺』36-28246
2-29	(年未詳)3月3日	一条家御教書	「平等心院供養料文書(仮題)」(西南院寺蔵文書、第59函)の写には、「建武」の付年号がある。	『高野』6-305、『鎌遺』36-28259
2-30	(年未詳)12月23日	一条家経御教書		『高野』6-317
2-31	「元亨2年」8月22日	一条内経御教書		『高野』6-327、『鎌遺』36-28153
2-32	(元亨2年)8月23日	日野資明施行状	包紙ウハ書に、「領家権弁殿御教書案、付元亨二年八月廿三日、同廿七日到来」とあり。	『高野』6-328、『鎌遺』36-28155
2-33	「建久8年」閏6月8日	九条兼実御教書		『高野』6-297、『鎌遺』2-928、『大日史』4-5 建久8. 閏6. 8
2-34	(年未詳)10月10日	重通添状		『高野』6-311、『鎌遺』28-21391
3-35	文治5年8月日	金剛峯寺西南院敷地宛行状	焼損あり。	『鎌遺』補遺1-補89
3-36	(年未詳)5月11日	成真書状	焼損あり。	『高野』6-312
3-37	文治5年8月日	高野山西南院関係文書案(1)金剛峯寺西南院敷地宛行状案	焼損あり。35号「金剛峯寺西南院敷地宛行状」の案文。	
	弘安元年9月17日	高野山西南院関係文書案(2)賢定置文案	焼損あり。	
3-38	(正和2年)	後宇多法皇御幸供奉人交名	焼損あり。もと折紙であったが、成巻の際に中央を断ち切り、文字方向を合わせて上下に貼り継ぐ。	
3-39	永和4年8月24日	鶴岡八幡宮寺尊勝仏供僧職補任状	焼損あり。	
3-40	(応永6年)4月10日	弘賢書状	焼損あり。	
3-41	正平23年11月28日	頼智讓状	焼損あり。	
3-42	永和3年12月9日	楠木正儀国宣	焼損あり。	『高野』6-331、『大日史』6-50 永和3. 12. 9
3-43	元中2年7月24日	定成讓状	焼損あり。	
4-44	応永22年7月13日	高野山西院院内集會評定事書	焼損あり。	『大日史』7-23 応永22年 年末雜載社寺の条
4-45	応永32年11月18日	定秀讓状	焼損あり。	
4-46	永享6年3月22日	深忠讓状	焼損あり。	
4-47	永享7年10月16日	祐舜讓状	焼損あり。	

4-48	永享7年10月16日	祐舜讓状	焼損あり。	
4-49	永享10年3月21日	長誉讓状	焼損あり。	
4-50	応仁元年6月15日	良重・堯誉神供送状	焼損あり。	
4-51	文明8年9月24日	俊善付法状	焼損あり。	
4-52	明応7年閏10月18日	俊善靈供米置文案	焼損あり。	
4-53	(明応7年) 閏10月18日	俊善讓状	焼損あり。	
4-54	明応8年8月22日	仙海讓状	焼損あり。	
5-55	永正11年2月26日	良憲讓状		
5-56	永正15年8月1日	金剛峯寺権律師補任状		
5-57	永正15年8月12日	忠海讓状		
5-58	永正15年8月21日	忠海讓状		
5-59	永正15年8月28日	金剛峯寺権少僧都補任状		
5-60	永正15年9月16日	金剛峯寺権大僧都補任状		
5-61	永禄9年正月	俊海讓状		
5-62	天正3年4月日	良深讓状	本文書の年付には「甲戌」とあるが、天正3年の干支は「乙亥」であるので検討を要する。	
5-63	天正5年7月2日	高野山西院来迎堂尊像修復願文		
5-64	天正17年	宣宥宝塔院合力証文案		『高野』6-333
5-65	文禄2年12月22日	下古佐布村百姓米借用状		
5-66	文禄2年8月5日	良範灌頂法物送進状		
5-67	文禄2年8月4日	宥賢書状		
6-68	慶長7年10月9日	応宣書状	焼損あり。	
6-69	慶長8年2月15日	頼実道具請取状	焼損あり。	
6-70	慶長8年10月16日	金剛峯寺無量寿院権律師補任状	焼損あり。	
6-71	慶長8年10月16日	金剛峯寺無量寿院権少僧都補任状	焼損あり。	
6-72	慶長8年11月16日	応宣預状	焼損あり。	
6-73	慶長13年4月16日	讃岐志度寺西林坊・常楽坊銀子返済証文	焼損あり。	
6-74	慶長12年8月11日	秀弁銀子借用証文	焼損あり。本文書は、全面が毀破されている。	
6-75	慶長15年正月11日	金剛峯寺小集会衆連署事書	焼損あり。	『高野』6-336、『大日史』12-6 慶長14. 8. 28
6-76	慶長17年9月24日	勢算金子借用証文	焼損あり。	『高野』6-334、『大日史』12-10 慶長17年 年末雑載 売買貸借勘定の条
6-77	慶長17年7月2日	仁和寺宮覚深法親王令旨	焼損あり。	
6-78	(慶長18年)	良尊覚書	焼損あり。年紀を欠くが、80号「仁和寺宮覚深法親王令旨」に関わる内容であるため、慶長18年に比定。	
6-79	慶長17年8月13日	勢算銀子借用証文	焼損あり。	『高野』6-332、『大日史』12-10 慶長17年 年末雑載 売買貸借勘定の条

6-80	慶長18年3月21日	仁和寺宮覚深法親王令旨	焼損あり。	
6-81	慶長19年4月15日	江戸幕府伝馬手形	字面に伝馬朱印左半割印1顆を捺す。割印の印文は、「伝馬無相違可出者也」。「大日本史料」12-17 慶長19年 年末雑載 駅遞交通の条によれば、本文書に「慶長十九年、高野衆御論議下向之時、江戸將軍様伝馬御朱印」と記す包紙があったというが、現在は確認できない。	『高野』6-337、『大日史』12-17 慶長19年 年末雑載 駅遞交通の条
7-82	(天正14年) 2月1日	木食応其書状	焼損あり。	『岡山』4-備福-1
7-83	(天正14年) 2月1日	木食応其書状案	焼損あり。	『岡山』4-備福-2
7-84	(天正14年) 2月1日	木食応其書状案	焼損あり。82号「木食応其書状」の案文。	
7-85	(年未詳) 4月1日	木食応其書状案	焼損あり。もと折紙であったが、成巻の際に中央を断ち切り、文字方向を合わせて上下に貼り継ぐ。	『岡山』4-備福-3
7-86	(年未詳) 8月13日	木食応其書状	焼損あり。	『岡山』4-備福-10
7-87	(年未詳) 4月3日	宣宥書状	焼損あり。	『岡山』4-備福-4
7-88	(年未詳) 4月11日	福生寺某書状	焼損あり。	『岡山』4-備福-5
7-89	(年未詳) 4月12日	備前熊山門中書状	焼損あり。	『岡山』4-備福-6
7-90	(年未詳) 8月26日	難波常慶書状		『岡山』4-備福-9
7-91	(年未詳) 8月26日	薬王寺・福生寺某書状	焼損あり。	『岡山』4-備福-7・8
7-92	(年未詳) 11月23日	西笑承兌書状	焼損あり。もと折紙であったが、成巻の際に中央を断ち切り、文字方向を合わせて上下に貼り継ぐ。	『岡山』4-備福-11
7-93	(年未詳) 12月19日	池田正時書状		『岡山』4-備福-12
8-94	貞応2年11月日	平等心院寺中知行注文	元禄3年4月15日の成信による「勘物」あり。	『鎌遺』5-3184
9-95		元応二年大塔供養記録	元応2年4月22日成立。記主は慶瑜。鎌倉時代の写本か。	
10-96		寛治二年高野御幸記	記主は藤原通俊。鎌倉時代の写本か。	和多昭夫(秀乗)「西南院蔵『寛治二年白河上皇高野御幸記』」(『密教文化』51、1960年)、「増補続史料大成」18、五来重編『山岳宗教史研究叢書3 高野山と真言密教の研究』(名著出版、1978年)
11-97	正治元年10月	高野山先哲灌頂記録	原本。	『続真言宗全書』41 史伝部(8)

〔付記〕 本研究に御協力いただき、『西南院文書』の翻刻・図版掲載や『西南院調査目録』の利用を御許可くださった、和田友伸師(西南院上綱)に深甚の謝意を表す。また、原本調査に御高配を賜った高野山霊宝館、調査・撮影に御協力くださった渡邊正男・山家浩樹・末柄豊・木村真美子の諸先生にも、厚く御礼を申し上げる。

なお、本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における一般共同研究「高野山西南院文書の調査・研究—高野山伝来史料の研究資源化にむけて—」(2018・2019年度)の成果の一部である。また、坂口がJSPS科研費の助成を受けている「聖教から見た鎌倉後期の公武権力と真言密教」(若手研究、課題番号18K12512)の成果も含まれている。